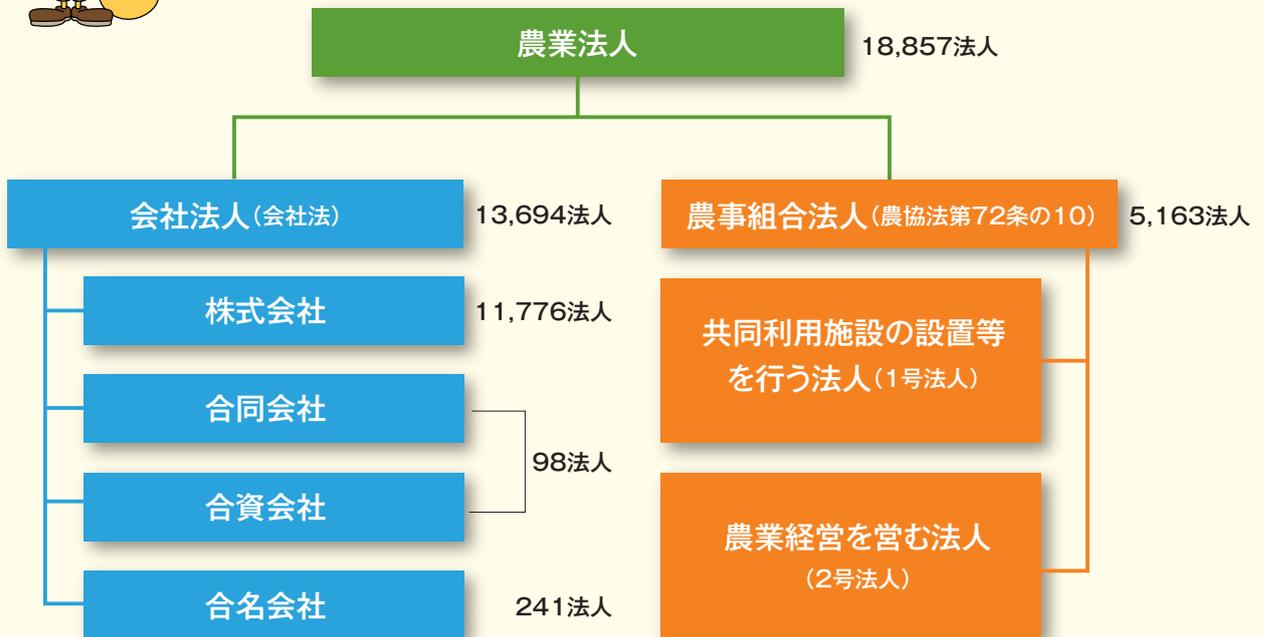




農業法人の種類は2つに分けられます



(注)1 法人数は農林水産省「2015年農林業センサス」のものであり、会社法人には一般社団法人などを含んでいる。

2 農事組合法人は、共同利用施設の設置等と農業経営の2事業を営む法人もあります。なお、農業経営を営む場合は出資制の法人である必要があります。



株式会社(発起設立)・合同会社における法人化の手順です



(注)1 合同会社の設立の場合は、※印の手続きは不要です。

2 設立する法人の基本的な事項である「事業計画」や「定款」などの作成に当たっては、必要に応じて中小企業診断士、司法書士などの専門家にも協力いただき、十分に内容を精査する必要があります。



法人形態の違いは次の通りです

	株式会社	合同会社	農事組合法人
根拠法	会社法		農業協同組合法
資本金	あり(1円以上)		あり(出資制の場合は3円以上)
構成員(注1)	1名以上		農民3名以上
会社の基本方針の決定	1株1議決権による株主総会の議決	1人1議決権による全員一致(定款で変更可)	1人1票制による総会の議決
役員	①取締役1人以上 (必置・株主外も可) ②監査役(任意・株主外も可)	業務執行役員1人以上	①理事1人以上 (必置・農民である組合員のみ) ②監事(任意・組合員外も可)
事業の制限	制限なし (農地所有適格法人の場合は農業・農業関連事業が売上高の過半)		農業経営(2号)法人の場合は農業・農業関連事業に限定
法人課税	全所得課税 (資本金1億円以下の場合、普通法人として年所得800万円以下 15%、年所得800円超 23.2%)		全所得課税 (従事分量配当制の場合、協同組合等として年所得800万円以下 15%、年所得800万円超 19%) (確定給与支払制の場合、普通法人として年所得800万円以下 15%、年所得800万円超 23.2%)
事業税(注2)	資本金1億円超の法人 資本金1億円以下の法人 年所得400万円以下 年所得400万円超800万円以下 年所得800万円超	外形標準課税 3.5% 5.3% 7.0%	農地所有適格法人が行う農業(畜産業、農作業受託は除く)は非課税(注3)
設立時の登録免許税	資本金の額の7/1000 (15万円に満たない場合は15万円)	資本金の額の7/1000 (6万円に満たない場合は6万円)	非課税
定款認証	必要	不要	
組織変更	合同会社に変更可 農事組合法人への変更は不可	株式会社に變更可 農事組合法人への変更は不可	株式会社または一般社団法人に変更可 合同会社への直接変更は不可

(注1) 構成員とは、株式会社は株主、合同会社は社員、農事組合法人は組合員のことをいいます。

(注2) 個人の事業税については、農業・林業に関しては非課税、畜産業(農業に付随して行うものは除く)に関しては4%課税されます。

(注3) 農事組合法人に関する事業税の課税の判定については、都道府県税事務所にご確認ください。

※税率については平成31年4月1日現在